

令和 7 年

長岡市教育委員会
1 月定例会

議

案

議案第 1 号

長岡市教育委員会表彰被表彰者の決定について

令和 6 年度長岡市教育委員会表彰の被表彰者を別紙のとおりとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

令和6年度長岡市教育委員会表彰被表彰候補者一覧

整理番	内申者	功績内容	候補者名	該当条項 (第2条)	備考
1	新潟大学附属 長岡中学校長	令和6年度 第55回近江神宮全国献書大会 中学校の部 文部科学大臣賞 第62回伊勢神宮奉納書道展 毎日新聞大賞	シヤ ヒマリ 渋谷 日向里 (新潟大学附属 長岡中学校2年 生)	第5号 芸術及び文化 の向上 (全国規模の 展覧会等で 最高賞受賞)	大会名：令和6年度第55回近江神宮全国献書大会 主 催：一般財団法人天智聖徳文教財団 部 門：中学校の部 成 績：文部科学大臣賞 出品総数：1,773点 大会名：第62回伊勢神宮奉納書道展（令和5年度） 主 催：毎日新聞社/伊勢神宮崇敬会 成 績：毎日新聞大賞 出品総数：17,812点
2	スポーツ 振興課長	第46回全国JOCジュニアオリンピック カップ春季水泳競技大会 飛込競技 団体総合優勝	カカ 長岡ダイビング クラブ	第6号 体育の向上 (全国規模の 競技大会優 勝)	大会名：第46回全国JOCジュニアオリンピック カップ春季水泳競技大会 主 催：（公財）日本水泳連盟 種 目：飛込競技 団体 成 績：優勝 開催日：令和6年3月28日～30日 構成メンバー： 石沢 遥斗（栖吉中3年）、櫻井 響樹（西中2年）、 石沢 千聖斗（栖吉中2年）、加藤 梨央奈（附属長岡 中2年）、木間 晴（東中1年） ※すべて受賞時の学 年
3	スポーツ 振興課長	第46回全国JOCジュニアオリンピック カップ春季水泳競技大会 飛込競技 男子14-15歳 1m飛板飛込 優勝 男子14-15歳 3m飛板飛込 優勝	イザワ ハト 石沢 遥斗 (栖吉中学校3年 生) ※現帝京長岡高校 1年生	第6号 体育の向上 (全国規模の 競技大会優 勝)	大会名：第46回全国JOCジュニアオリンピック カップ春季水泳競技大会 主 催：（公財）日本水泳連盟 種 目：飛込競技 男子14-15歳 1m飛板飛込 男子14-15歳 3m飛板飛込 成 績：優勝 開催日：令和6年3月28日～30日 ※令和3・4・5年度教育委員会表彰の被表彰者
4	スポーツ 振興課長	第46回全国JOCジュニアオリンピック カップ春季水泳競技大会 飛込競技 女子12-13歳 3m飛板飛込 優勝	カウ リオナ 加藤 梨央奈 (新潟大学附属長 岡中学校2年生) ※現3年生	第6号 体育の向上 (全国規模の 競技大会優 勝)	大会名：第46回全国JOCジュニアオリンピック カップ春季水泳競技大会 主 催：（公財）日本水泳連盟 種 目：飛込競技 女子12-13歳 3m飛板飛込 成 績：優勝 開催日：令和6年3月28日～30日

議案第 2 号

長岡市川口文化会館条例施行規則の廃止について

長岡市川口文化会館条例施行規則を廃止する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市川口文化会館条例施行規則を廃止する規則

長岡市川口文化会館条例施行規則(平成22年長岡市教育委員会規則第6号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市川口文化会館条例施行規則の廃止について

1 廃止理由

川口地域のまちづくりの拠点となる川口地域交流拠点施設（仮称）の整備を行うことから、令和6年度をもって長岡市川口文化会館を廃止するため、長岡市川口文化会館条例施行規則を廃止するもの

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 3 号

長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正について

長岡市地域資料館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日 提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市地域資料館条例施行規則の一部を改正する規則

長岡市地域資料館条例施行規則（平成17年長岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																		
（目的） 第 1 条 この規則は、長岡市地域資料館条例（平成17年長岡市条例第96号）第 6 条の規定に基づき、長岡市越路郷土資料館、長岡市三島郷土資料館、長岡市小国民俗資料館、長岡市寺泊民俗資料館及び長岡市与板歴史民俗資料館 （以下「資料館」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。 （開館時間等） 第 2 条 （略） <table><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	（略）												（目的） 第 1 条 この規則は、長岡市地域資料館条例（平成17年長岡市条例第96号）第 6 条の規定に基づき、長岡市越路郷土資料館、長岡市三島郷土資料館、長岡市小国民俗資料館、長岡市寺泊民俗資料館、<u>長岡市与板歴史民俗資料館</u>及び長岡市川口歴史民俗資料館 （以下「資料館」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。 （開館時間等） 第 2 条 <table><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>長岡市川口歴史民俗資料館</td><td>開館時間</td><td>(1) 平日 午後 2 時から午後 5 時まで</td></tr></table>	（略）			長岡市川口歴史民俗資料館	開館時間	(1) 平日 午後 2 時から午後 5 時まで
（略）																			
（略）																			
長岡市川口歴史民俗資料館	開館時間	(1) 平日 午後 2 時から午後 5 時まで																	

					(2) 土曜日及び日曜日 午前11時から午後5時まで
				休館日	(1) 毎週月曜日
					(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
					(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

長岡市川口文化会館が令和6年度末をもって廃止されることに伴い、当会館内の川口歴史民俗資料館も閉館となる。このため、長岡市地域資料館条例施行規則から川口歴史民俗資料館にかかる文言を削除するもの

2 改正内容

長岡市川口歴史民俗資料館の名称及び開館時間等を削る。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 4 号

長岡市立学校通学区域規則の一部改正について

長岡市立学校通学区域規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

長岡市立学校通学区域規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後			改正前		
別表第1 長岡市立小中学校通学区域			別表第1 長岡市立小中学校通学区域		
小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域	中学校
(略)			(略)		
富 曾 亀 小	新保1、2、3、4、 5、6 新保町 小曾 根町 永田1、2、3、 4 永田町 宮下町 富島町 亀貝町 堀金 1、2、3 堀金町 稲 葉町 稲保1、2、3、 4 稲保南1、2、3 の一部（附表51に示す 区域を除く。） 北富 島の一部（附表54及び 55に示す区域を除く。） 福島町の一部（附表 56に示す区域）	東北中	富 曾 亀 小	新保1、2、3、4、 5、6 新保町 小曾 根町 永田1、2、3、 4 永田町 宮下町 富島町 亀貝町 堀金 1、2、3 堀金町 稲 葉町 稲保1、2、3、 4 稲保南1 _____ の一部（附表51に示す 区域を除く。） 北富 島の一部（附表54及び 55に示す区域を除く。） 福島町の一部（附表 56に示す区域）	東北中
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 22 日から施行する。

長岡市立学校通学区域規則の一部改正について

1 改正理由

稲葉町、稲保 1 丁目、稲保 2 丁目の各一部が稲保南 2 丁目に、稲葉町、新保町の各一部が稲保南 3 丁目に町名変更することに伴い、規則改正を行うもの

2 改正内容

別表第 1 富曽亀小の項中「稲保南 1」に「2、3」を加えるもの

3 施行期日

令和 7 年 2 月 2 2 日

議案第 5 号

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長岡市立学校管理運営に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は、改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（教育課程） 第8条 （略） 2 校長（特別支援学校を除く。）は、その年度において実施する教育課程について、次に定める事項を含む<u>教育計画を委員会が指定した期日</u>までに委員会に届け出なければならない。 (1) （略） (2) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数、<u>行事等の時数並びに</u>主な学校行事の予定表 (3) （略） 3 特別支援学校の校長は、その年度において実施する教育課程について、次に定める事項を<u>含む教育計画を委員会が指定した期日</u>までに委員	（教育課程） 第8条 （略） 2 校長（特別支援学校を除く。）は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年4月30日_____までに委員会に届け出なければならない。 (1) （略） (2) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数並びに_____主な学校行事の予定表 (3) （略） 3 特別支援学校の校長は、その年度において実施する教育課程について、次に定める事項を毎年4月30日_____までに委員

会に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

4 中学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部においては、進路指導の大綱を教育計画の中に記載して届け出なければならない。

(修学旅行)

第10条 修学旅行は、次の基準によるものとする。

(1) 小学校及び特別支援学校の小学部においては、2泊3日以内とする。この場合において、車中泊はしてはならないものとする。

(2) 中学校及び特別支援学校の中学部 _____ においては2泊3日以内（車中泊を含む。）とする。

(3) 特別支援学校の高等部 _____ においては3泊4日以内（車中泊を含む。）とする。

会に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

4 中学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部においては、進路指導の大綱を併せ _____ 届け出なければならない。

(修学旅行)

第10条 修学旅行は、次の基準によるものとする。

(1) 小学校及び特別支援学校の小学部においては、日帰りとする。ただし、第6学年においては、1泊2日（車中泊をしてはならない。）にすることができる。

(2) 中学校及び特別支援学校の中学部の第1学年及び第2学年においては日帰りとし、第3学年においては2泊3日以内（車中泊を含む。）とする。

(3) 特別支援学校の高等部の第1学年及び第2学年においては日帰りとし、第3学年においては3泊4日以内（車中泊を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる学校の学年にあつては、あらかじめ委員会の承認を得て宿泊を要する修学旅行を行うことができる。

(1) 小学校及び特別支援学校の小学部の第5学年

(2) 中学校及び特別支援学校の中

	学部の第2学年
	(3) 特別支援学校の高等部の第2
	学年
<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
(対外運動競技等)	(対外運動競技)
第12条 校長は、学校教育活動の一環として行う <u>対外運動競技等</u> に参加させる場合は、児童生徒の健康、安全及び教育効果について配慮しなければならない。	第12条 校長は、学校教育活動の一環として行う <u>対外運動競技</u> に参加させる場合は、児童生徒の健康、安全及び教育効果について配慮しなければならない。
2 校長は、宿泊を要する <u>対外運動競技等</u> に児童生徒を参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。	2 校長は、宿泊を要する <u>対外運動競技</u> 参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。
(出席状況)	(出席状況)
第14条 (略)	第14条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 児童生徒の出欠席の取扱いは、 <u>委員会</u> の定める基準による。	4 児童生徒の出欠席の取扱いは、 <u>県委員会</u> の定める基準による。
(校務の分掌)	(校務の分掌)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 校長は、その年度における職員の校務分掌を、 <u>委員会が指定した期日</u> までに委員会に届け出なければならない。 <u>ただし、教育計画に校務分掌が記載されている場合は、教育計画の提出をもって届出とすることができ</u> る。	2 校長は、その年度における職員の校務分掌を、 <u>毎年4月30日</u> までに委員会に届け出なければならない。 _____ _____
(出張)	(出張)
第31条 職員の出張は、校長が命ずる。	第31条 職員の出張は、校長が命ずる。

2 校長が3日以上にわたって出張しようとするときは、あらかじめ委員会に報告しなければならない。

3 校長が県外に出張しようとするときは、あらかじめ委員会に報告しなければならない。

(年次有給休暇及び特別休暇等)

第32条 職員(校長を除く。)が市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)第11条に規定する年次有給休暇を取得しようとするときは、校長に請求しなければならない。

2 校長は、前項の年次有給休暇を取得したときは、委員会に報告しなければならない。

(表簿)

第42条 学校において備えなければならない表簿は、法施行規則第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(表簿の保存)

第43条 前条の表簿の保存年限は、次のとおりとする。

(1) (略)

2 校長が3日以上にわたって出張しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

3 校長が県外に出張しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(年次有給休暇及び特別休暇等)

第32条 職員_____が市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)第11条に規定する年次有給休暇を得ようと _____するときは、校長にあっては委員会に、その他の職員にあっては校長に請求しなければならない。

(表簿)

第42条 学校において備えなければならない表簿は、法施行規則第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 管理当番日誌

(7) (略)

(8) (略)

(表簿の保存)

第43条 前条の表簿の保存年限は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第4号及び第5号 5年	(2) 第4号から第6号まで 5年
(3) 第6号及び第7号 2年	(3) 第7号及び第8号 2年

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和6年3月に、①「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」を策定したこと、②教職員の働き方改革を推進するために事務手続きを簡略化したことなどに伴い長岡市立学校管理運営に関する規則を一部改正するもの

2 改正内容

- (1) 教育課程の「大綱の提出と校務分掌の届出」を「教育計画の提出」にし、提出期限も「4月30日まで」を「委員会が指定する日」にする。(②)
- (2) 小学校の修学旅行期間を「1泊2日以内」から「2泊3日以内」にし、実施する学年の制限を撤廃する。(②)
- (3) 文化的コンクール等についても対応させるため、「対外運動競技」に限定されていた健康、安全及び教育効果についての配慮条項を「対外運動競技等」に改める。(②)
- (4) 児童生徒の出欠席の取扱いを、県教育委員会が定める基準から市教育委員会の「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」によって規定する基準によるものとする。(①)
- (5) 校長の3日以上の出張、県外へ出張の事前の届出・承認を廃止し、委員会に事前に報告するものとする。(②)
- (6) 校長の年次有給休暇の取得に係る委員会への事前請求を廃止し、事後報告にする。(②)
- (7) 学校に備えなければならない表簿から、管理当番日誌を削除する。(②)

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 6 号

長岡市立図書館運営規則の一部改正について

長岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則

長岡市立図書館運営規則（昭和62年長岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（館外利用の手続） 第9条 館外利用をしようとする者は、貸出カード交付（再交付）・更新申請書（別記第3号様式）を提出するとともに、住所等を確認できるものを提示して、<u>館外利用の登録</u>（以下「<u>館外利用登録</u>」という。）<u>を行い、別に定める貸出カードの交付を受けなければならない。</u> <u>2 館外利用登録は、電子計算処理組織（委員会の使用に係る電子計算機と館外利用登録をしようとする者の使用に係る電子計算機とを接続した電子計算処理組織をいう。）を使用する方法であることができる。この場合においては、電子計算処理組織を利用し住所等を確認できるものを提示するときは、貸出カードの交付は、行わないものとする。</u>	（館外利用の手続） 第9条 館外利用をしようとする者は、貸出カード交付（再交付）・更新申請書（別記第3号様式）を提出するとともに、住所等を確認できるものを提示して_____ _____別に定める貸出カードの交付を受けなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

3 館外利用登録をした者は

____、住所、氏名等の変更があったときは、速やかに当該変更事項を確認できるものを提示し、貸出カード交付（再交付）・更新申請書又は貸出カード更新申請書（別記第4号様式）を提出して、館外利用登録の変更を行わなければならない。

4 第2項前段の規定は、前項の手續に準用する。

（館外利用登録の有効期間）

第10条 館外利用登録の有効期間は、当該館外利用登録をした____日から3年とする。

2 館外利用登録をした者は、その有効期間が満了したときは、貸出カード交付（再交付）・更新申請書又は貸出カード更新申請書を提出し、更新の手續をとらなければならない。

3 前条第2項前段の規定は、前項の手續に準用する。

（貸出カードの再交付等）

第11条 （略）

2 第9条第2項の規定は、前項の手續に準用する。

（館外利用登録の廃止）

第12条 館外利用登録をした者は____、住所変更等により、館外利用ができなくなったときは、当該館外利用登録を廃止しなければならない。

2 前項の規定に基づき、貸出カードの交付を受けた者が、住所、氏名等を変更した____ときは、速やかに当該変更事項を確認できるものを提示し、貸出カード交付（再交付）・更新申請書又は貸出カード更新申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

（貸出カード____の有効期間）

第10条 貸出カードの有効期間は、当該貸出カードの交付を受けた日から3年とする。

2 前項の規定により____有効期間が満了したときは、貸出カード交付（再交付）・更新申請書又は貸出カード更新申請書を提出し、更新の手續をとらなければならない。

（貸出カードの再交付____）

第11条 （略）

（貸出カードの返還____）

第12条 貸出カードの交付を受けた者が、住所変更等により、館外利用ができなくなったときは、当該貸出カードを返還しなければならない。

<u>この場合において、貸出カードの交付を受けているときは、当該貸出カードを返還しなければならない。</u> (貸出カードの貸与等の禁止) 第13条 (略) <u>2 電子計算処理組織を利用する方式により館外利用登録をした者は、他人に使用させる目的で、登録番号及びパスワードを他人に伝えてはならない。</u>	_____ _____ _____ (貸出カードの貸与等の禁止) 第13条 (略) _____ _____ _____ _____
--	--

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

長岡市立図書館運営規則の一部改正について

1 改正理由

長岡市立図書館の利用者登録・更新について、図書館システムの更新に伴い、インターネット上でも可能になることから、利用者の利便性向上と業務効率化を図るため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

従来の貸出カードの交付と併用して、自宅等でもオンラインによる利用者登録・更新が可能になる

3 施行期日

令和7年3月1日

議案第 7 号

長岡市立互尊文庫運営規則の一部改正について

長岡市立互尊文庫運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立互尊文庫運営規則の一部を改正する規則

長岡市立互尊文庫運営規則（令和５年長岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(館外利用の手続)	(館外利用の手続)
第9条 館外利用をしようとする者は、貸出カード交付（再交付）・更新申請書（別記第3号様式）を提出するとともに、住所等を確認できるものを提示して、 <u>館外利用の登録（以下「館外利用登録」という。）を行い、市長が別に定める貸出カードの交付を受けなければならない。</u>	第9条 館外利用をしようとする者は、貸出カード交付（再交付）・更新申請書（別記第3号様式）を提出するとともに、住所等を確認できるものを提示して_____
2 <u>館外利用登録は、電子計算処理組織（本市の使用に係る電子計算機と館外利用登録をしようとする者の使用に係る電子計算機とを接続した電子計算処理組織をいう。）を使用する方法ですることができる。この場合においては、電子計算処理組織を利用し住所等を確認できるものを提示するときは、貸出カードの交付は、行わないものとする。</u>	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
3 館外利用登録をした者は	2 前項の規定に基づき、貸出カード

____、住所、氏名等
の変更があったときは、速やかに当
該変更事項を確認できるものを提示
し、貸出カード交付（再交付）・更
新申請書又は貸出カード更新申請書
（別記第４号様式）を提出して、館
外利用登録の変更を行わなければな
らない。

4 第２項前段の規定は、前項の手續
に準用する。

（館外利用登録の有効期間）

第10条 館外利用登録の有効期間は、
当該館外利用登録をした____日か
ら３年とする。

2 館外利用登録をした者は、その有
効期間が満了したときは、貸出カー
ド交付（再交付）・更新申請書又は
貸出カード更新申請書を提出し、更
新の手續をとらなければならない。

3 前条第２項前段の規定は、前項の
手續に準用する。

（貸出カードの再交付等）

第11条 （略）

2 第９条第２項の規定は、前項の手
続に準用する。

（館外利用登録の廃止）

第12条 館外利用登録をした者は
____、住所変更等により、館外利用を
できなくなったときは、当該館外利
用登録を廃止しなければならない。
この場合において、貸出カードの交

の交付を受けた者が、住所、氏名等
を変更した____ときは、速やかに当
該変更事項を確認できるものを提示
し、貸出カード交付（再交付）・更
新申請書又は貸出カード更新申請書
（別記第４号様式）を提出しなけれ
ばならない。

（貸出カード____の有効期間）

第10条 貸出カードの有効期間は、
当該貸出カードの交付を受けた日か
ら３年とする。

2 前項の規定により____有
効期間が満了したときは、貸出カー
ド交付（再交付）・更新申請書又は
貸出カード更新申請書を提出し、更
新の手續をとらなければならない。

（貸出カードの再交付____）

第11条 （略）

（貸出カードの返還）

第12条 貸出カードの交付を受けた者
が、住所変更等により、館外利用を
できなくなったときは、当該貸出カ
ードを返還しなければならない。

<u>付を受けているときは、当該貸出カードを返還しなければならない。</u> (貸出カードの貸与等の禁止) 第13条 (略) <u>2 電子計算処理組織を利用する方式により館外利用登録をした者は、他人に使用させる目的で、登録番号及びパスワードを他人に伝えてはならない。</u>	_____ _____ (貸出カードの貸与等の禁止) 第13条 (略) _____ _____ _____ _____
--	---

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

長岡市立互尊文庫運営規則の一部改正について

1 改正理由

長岡市立互尊文庫の利用者登録・更新について、図書館システムの更新に伴い、インターネット上でも可能になることから、利用者の利便性向上と業務効率化を図るため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

従来の貸出カードの交付と併用して、自宅等でもオンラインによる利用者登録・更新が可能になる

3 施行期日

令和 7 年 3 月 1 日

4 その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条及び第 33 条の規定に基づき、教育委員会に協議するもの

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。